

# 「新宿区無電柱化推進計画」（素案）のパブリック・コメント実施結果

## I パブリック・コメントにおける意見について

### 1 パブリック・コメント実施期間

平成30年12月15日（土）から平成31年1月11日（金）まで

### 2 意見提出者及び意見数

意見提出者 9名  
意見数 91件

### 3 意見の計画への反映等

A 意見の趣旨を計画に反映する	19件
B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	6件
C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	2件
D 今後の取組の参考とする	0件
E 意見として伺う	46件
F 質問に回答する	17件
G その他	1件
合計	<hr/> 91件

### 4 提出方法

メール	4件
持参	4件
ファックス	0件
郵送	83件
合計	<hr/> 91件

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

意見番号	意見項目章	頁	意見要旨	対応	区の考え方
1	計画全般	-	大規模地震等の災害時の避難路や通学路の安全安心を確保するため、一番効果があるのは、住宅街・通学路の細い私道の無電柱化であると考えている。特に児童生徒の安全安心を守るため通学路において、無電柱化は必要不可欠である。それらの路線を推進計画に加えるべき。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 無電柱化の整備対象路線は、本計画で定めた基本的な方針の内容を踏まえた計画(素案)30ページの路線から選定しています。
2	計画全般	-	本計画書は、区における無電柱化計画の初めての方針を記載したものと考えます。計画内容をよく把握するための十分な時間が与えず、パブコメの提出期間が設定されている事が不満です。区の規則は2週間となっていますが、通常は1ヶ月確保されていると思います。また、当期間は区長判断で延ばす事も規定されておきます。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区の規則に基づき4週間にする設定としました。
3	計画全般	-	電線類地中化がスタートした一期時期から電線共同溝を導入された先見性は、評価できますが、その後の取り組みが、なされていなかった事、とくに「電線類地中化整備基本方針」を区で策定される事もなく、現在に至っていた点が疑問に思っていました。今般、義務計画として無電柱化の推進に取り組みされる事を、期待しています。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。
4	計画全般	-	本計画書と新宿区近隣区(文京区、練馬区)公表の無電柱化推進計画報告書と比較され、本書の構成を再検討され、一般読者の読み易い、理解しやすい工夫を是非願います。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。 計画の内容をわかりやすくするための構成としました。
5	計画全般	-	本書の本文部分は、その概要と結果のみが記載され、そのプロセス、根拠、出典は全て参考資料に記載する構成となっています。再考願います。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 計画の内容をわかりやすくするための構成としました。
6	計画全般	-	目次に、参考資料と記すだけでなく、「国、都の無電化推進計画」、「無電柱化の整備手法の概要」、「整備方式別無電柱化状況」、「無電柱化整備対象路線の選定方法の具体内容」、「無電柱化チャレンジ支援制度の概要」、「都市開発諸制度の活用」を示して下さい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 本計画書の目次を修正します。
7	計画全般	-	「国、都の無電化推進計画」、「無電柱化の整備手法の概要」、「整備方式別無電柱化状況」、「無電柱化整備対象路線の選定方法の具体内容」、「無電柱化チャレンジ支援制度の概要」、「都市開発諸制度の活用」について、本文に参考資料に記載されている旨を記述して下さい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 本文に参考資料に説明がある旨を記載します。
8	計画全般	-	図が見えにくいので工夫ねがいます。 1. 図での色の整合や統一化。 2. ネズミ色の線は、下図と区別つかない。 3. 黄色線が見えにくい 4. A4に縮小した図面が、着色した線が細いので見えにくいです。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 図が見やすくなるよう工夫します。
9	計画全般		本図は、事業者との事前協議を踏まえていられるか確認します。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 本計画(素案)を作成するにあたっては、電線管理者に意見聴取しています。
10	計画全般		区道の整備に伴って無電柱化を推進していくようですが、幹線道路から一歩中に入った住宅街でも検討していただくよう要望する。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 無電柱化の整備対象路線は、本計画で定めた基本的な方針の内容を踏まえた計画(素案)30ページの路線から選定しています。
11	計画全般		自宅周辺は、高低差があり自転車が歩道を高速で駆け下り、狭い歩道上で、電柱と自転車の間で、身の置き場に困ることがある。無電柱化推進計画では、高低差についても考慮してほしい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 無電柱化の整備対象路線を選定する際は、防災性向上のほか、安全で快適な歩行空間になるよう配慮しています。
12	計画全般		区道の地下空間は、占用物が輻輳しており、今でも占用物の維持管理のためのスペース確保が厳しい。P18の「浅層化の適用」が進むとともに維持管理が厳しくなると考えられます。そうなると区民への安定供給に支障を及ぼす可能性があるため、電線占用条件(埋設深さ、埋設位置、他埋設物との離隔等)を明確にし、適切な運用を図るようにしていただきたい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 無電柱化は既存の埋設管が埋設されているところに、新たに電線共同溝を埋設します。その際は、各埋設企業者と調整し、安定供給に支障を及ぼすことがないように努めています。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

意見番号	意見項目章	頁	意見要旨	対応	区の考え方
13	計画全般		無電柱化を推進していくと、新たに関係埋設企業が増えるため、路上工事や関係埋設企業間の調整業務も増加し、それにより道路工事の工期が長期化し、区民の生活に影響を与える可能性があります。無電柱化する際は、関係する企業等への影響なども考慮し、P5に記載している「多数の関係者との調整」をはかりつつ、計画的に推進していただきたい。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は素案の方向性と同じです。無電柱化整備を実施する際は、作業効率を図ることを前提にして、各埋設企業者と調整をしながら、無電柱化を進めています。今後も関係者との調整を図りつつ、無電柱化事業を推進していきます。
14	計画全般		西落合四丁目～西落合一丁目の特別区道24-1540の約900m及び西落合一丁目地内の特別区道24-1240の約400mの無電柱化を要望します。 当該区道は、通学路に指定されているが多くの通行車両があり危険であるため、無電柱化により歩車共存道路の整備が必要です。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。無電柱化の整備対象路線は、本計画で定めた基本的な方針の内容を踏まえた計画(素案)30ページの路線から選定しています。
15	計画全般		若松河田駅前から国立国際医療研究センター病院前までの特別区道31-1310の無電柱化を要望します。 病院関係者等の歩行者が多いが、通行車両が多く危険であるため、無電柱化整備と歩道の整備を検討してください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。無電柱化の整備対象路線は、本計画で定めた基本的な方針の内容を踏まえた計画(素案)30ページの路線から選定しています。
16	計画全般		今回の新宿区無電柱化推進計画(素案)は、検討不十分です。高額投資が必要な計画であり、更なる検討後、改めて提示下さい。 無電柱化前後の成果根拠も含め、総合的評価検証下さい。 西落合地区のような準工地区であれば、災害・景観以前に、日常生活における安全及び課題対策が重要だと思います。 なお、無電柱化にどの程度コストがかかるのか、コスト情報開示も必要です。更に、電線共同溝の配置図面も提示ください。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。本計画は、無電柱化の推進に関する法律に基づき策定します。 無電柱化の取組にあたっては、【防災】・【安全・快適】・【景観】の方針に基づきながら、既存ストック活用等コスト縮減にも取り組んでいくこととしています。
17	第1章	P1	本文中に「なお書きとして」国と都の無電柱化推進計画の概要を記載した旨を記述し、読み易い報告書の作成をお願いします。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。国と都の無電柱化推進計画の概要が、計画書参考資料1及び参考資料2にある旨の注釈を記載します。
18	第1章	P1	東京都無電化条例の概要を、参考資料に入れて下さい。(練馬区無電柱化推進計画参照下さい。)	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。東京都無電柱化推進条例の概要を記載します。
19	第1章	P2	新宿区基本構想、総合計画、地域防災計画、バリアフリー基本構想、景観まちづくり計画の計画年度を記載下さい。また、P43の表の左欄の計画名にも、策定年度を入れて下さい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。計画書に各計画策定年度を用語解説に記載します。
20	第2章	P3	整備手法のフローは、各方式の概要が本文中に「なお書きとして」国と都の無電柱化推進計画の概要を記載した旨を記述し、読み易い報告書の作成をお願いします。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。各方式の概要が参考資料に記載してあることがわかるように記載方法を修正します。
21	第2章	P3	電線共同溝方式を基本とする点の関する記述内容は、分かりにくいので、下記2点から電線共同溝方式を基本とする旨を、記載下さるよう再考下さい。 1. 「無電柱化の推進に関する法律により事業執行手続きが明確化されていること。 2. 国や都の補助制度が存在すること。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。計画(素案)3ページに記載のとおり、電線共同溝方式により実施している理由は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、道路管理者が行うものです。
22	第2章	P3	国土交通省道路局のHPの「無電柱化推進のための新たな取り組み」では、浅層埋設、小型ボックス活用埋設は、実施済みと記載されています。 「検証中の地中化方式」として、浅層埋設工法、小型ボックス活用埋設工法及びソフト地中化工法を手法のフローに記載されることを検討下さい。なお、都のHPでも但し書きはありますが、マニュアルに記載あります。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。計画(素案)18ページの施策1、施策2のとおり、多様な整備手法の活用により、コスト縮減等、整備を推進していきます。

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

意見番号	意見項目章	頁	意見要旨	対応	区の考え方
23	第3章	P7	「昭和61年から平成元年には、区が主体となり、特別区道33-750(早大通り)でキャブ方式による無電柱化整備を行いました。」と記載されています。以下の点の記載について検討下さい。 1. 国による電線類地中化計画がスタートとした昭和61年から、自治体管路方式のキャブ方式で無電柱化整備を行った点 2. 表において、「キャブ方式」と記されているが、自治体管路方式(キャブ方式)と記された方が、表中の他の記載と比較し、分かり易いと思いますので、表記の方法を再検討下さい。	G その他	ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 キャブ方式は自治体管路方式と別に種類わけされています。なお、用語解説のキャブ方式の解説に誤りがありましたので修正します。
24	第3章	P7	既存ストック方式は、P9に記載ありますが、本ページでの注釈記入や参照ページの記入の検討をお願いします。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 既存ストック方式の概要の参照先を記載します。
25	第3章	P8	大久保通りの整備済み道路(飯田橋の箇所)が、地形図に反映されていませんが…。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 地形図を修正します。
26	第3章	P8	大久保通りの外濠通りとの接続部の「緑線」部分は、現道ですか、整備済みの道路部分を表記していますか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 大久保通りの外濠通りとの接続部の「緑線」部分は現道です。
27	第3章	P10	地上機器の設置場所の問題ならば、敷地内設置を承諾するマンション等があれば、その周辺地域の無電柱化を優先する。また、無電柱化募金を個人・町内会単位で募り、応じた額によって着工優先順を検討するといった促進策も検討すべき。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 地上機器設置場所の確保については、公共用地等の道路外の敷地を活用するなどして実施します。 また、無電柱化には多くの経費が必要です。引続き、国や都に財政支援を要望していきます。
28	第5章	P13	本計画では、無電柱化路線として1)無電柱化対象路線、2)開発事業等により無電柱化を進めている路線、及び3)無電柱化済路線を無電柱化路線と位置付けますと記されています。 「位置付ける」との意味が分かりません。推進計画で、これを位置付ける事を規定されていますか。推進計画書で位置付けないと、補助金の交付要件等が得られないからですか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 本計画において、無電柱化整備目標を明確に定義するために、1)無電柱化対象路線、2)開発事業等により無電柱化を進めている路線及び3)無電柱化済路線を無電柱化路線を無電柱化路線と位置付けました。 補助金の交付要件等とは関連ありません。
29	第5章	P13	無電柱化済み路線は、これまで必要があつて無電柱化を行ってきたと思いますので、本計画で改めて取り上げる必要があるのでしょうか。整備済み路線として表、図に明らかにすれば良いだけであり、P8に記載済みです。済み路線を挙げている事由を記載下さい。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 区内の無電柱化の進捗状況を把握するために、無電柱化済路線をあげています。
30	第5章	P13	開発事業等により無電柱化を進めている路線は、着手している路線でありこれを本計画で取り上げる意味が不明です。本推進計画で取り上げる事により今後、補助金を得るためでしょうか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 区内の無電柱化の整備状況を把握するために、開発事業等により無電柱化を進めている路線を取り上げています。なお、補助金等の関連はありません。
31	第5章	P13	無電柱化対象路線のみを、本計画書に記載するだけとして下さい。無電柱化済路線、開発事業等により無電柱化を進めている路線は別途図に、表記されるだけで良いのでしょうか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 区内の無電柱化の進捗状況や整備状況を把握するために、無電柱化済路線、開発事業等により無電柱化を進めている路線についても記載しています。
32	第5章	P13	無電柱化路線選定のプロセスが、参考資料に記載されていますが、 1. 参考資料のP29～35部分を本文に挿入された方が、読者は分かり易いと思いますので、再考願います。 2. 素案のままとする場合、選定プロセスを参考資料P29～35にある事を本文中に記載下さい。また、目次の参考資料には、1～8までの表題を入れて、参照しやすい配慮を願います。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 整備対象路線の選定について、選定プロセスが参考資料にある旨を記載します。
33	第5章	P13	開発事業等により無電柱化を進めている路線の説明が不十分です。手法がP37の最終ページに入れているだけです。丁寧な計画書の作成願います。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 開発事業等により無電柱化を進めている路線は、計画(素案)16ページの一覧表に路線毎に事業名を記載しています。



パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

意見番号	意見項目章	頁	意見要旨	対応	区の考え方																																				
34	第5章	P13	無電柱化選定フロー図について 緊急道路障害物除去路線、第1次障害物除去道路、第2次障害物除去道路の説明は、本文、用語集にありません。(参考資料P29にP31、32を参照と記されているだけです。) 緊急道路障害物除去路線は、区地域防災計画に説明ありますが、第1次、第2次障害物除去道路は、区地域防災計画にその名称の記載はありませんので、説明を入れて下さい。 また、区地域防災計画(P278)の緊急道路障害物除去態勢の都が除去を行う路線を第1次障害物除去道路、区が除去を行う路線を第2次障害物除去道路としているのでしょうか。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 緊急道路障害物除去路線について、用語解説に記載をします。 なお、第1次障害物除去道路及び第2次障害物除去道路は優先順位を示しています。																																				
35	第5章	P13	無電柱化選定フロー図について 緊急道路障害物除去路線の記載を啓開道路とされた方が、分かり易いと思いますが、…。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 緊急道路障害物除去路線は、地域防災計画で示されている名称です。																																				
36	第5章	P13	無電柱化選定フロー図について フローのボックス内には「交通安全上重要な路線」と記されています。欄外の赤字では「安全・快適」となっています。しかし、P13、11の本文では、安全・快適がキーワードです。ボックス内の語句と欄外の語句は、逆ではないでしょうか。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 計画(素案)13ページボックス内の「交通安全上重要な路線」は、計画(素案)30ページ記載の表とおります。																																				
37	第5章	P13	68路線、18.4kmは、誤解を避けるために、無電化対象路線の(超?)長期計画である事を本文付記下さい。また、P14の図中にも記載下さい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 整備対象路線68路線18,474mは、本計画で定めた基本的な方針の内容を踏まえた総合評価を行い、無電柱化整備の対象となる路線です。																																				
38	第5章	P14	本路線図は、区道を中心として記載された図と思いますが、「無電柱化の推進に関する法律」第8条第2項「国の無電柱化推進計画や東京都の無電柱化計画を基本に…」と規定されている様に、国道、都道の無電化推進の計画を以下の路線について、P14の図に記載願います。 1. 下表の都道区間は、無電化対象路線であるかどうか。 2. 環状4号線富久町工区、余丁町・河田町工区、外苑東通り弁天町工区、薬師寺工区等の都市計画整備路線	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区道の無電柱化推進計画としていますので、都道の無電柱化路線は記載していません。																																				
			<table border="1"> <tbody> <tr> <td>早稲田通り</td> <td>①メトロ神楽坂口～牛込天神町</td> <td>新目白通り</td> <td>①JR 交差部～氷川神社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②早稲田出口～早稲田通郵便局</td> <td>目白通り</td> <td>①JR 交差部～区境</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③馬場口～JR山手線先</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大久保通り</td> <td>①筑士八幡交差点～国際医療センター前</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>②北新橋一丁目～区境</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園訪通り</td> <td>①馬場下口～箱根山通り交差点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>②山手線交差部～百人町4丁目交差点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新目白通り</td> <td>①JR 交差部～氷川神社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目白通り</td> <td>①JR 交差部～区境</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	早稲田通り	①メトロ神楽坂口～牛込天神町	新目白通り	①JR 交差部～氷川神社		②早稲田出口～早稲田通郵便局	目白通り	①JR 交差部～区境		③馬場口～JR山手線先			大久保通り	①筑士八幡交差点～国際医療センター前				②北新橋一丁目～区境			園訪通り	①馬場下口～箱根山通り交差点				②山手線交差部～百人町4丁目交差点			新目白通り	①JR 交差部～氷川神社			目白通り	①JR 交差部～区境				
早稲田通り	①メトロ神楽坂口～牛込天神町	新目白通り	①JR 交差部～氷川神社																																						
	②早稲田出口～早稲田通郵便局	目白通り	①JR 交差部～区境																																						
	③馬場口～JR山手線先																																								
大久保通り	①筑士八幡交差点～国際医療センター前																																								
	②北新橋一丁目～区境																																								
園訪通り	①馬場下口～箱根山通り交差点																																								
	②山手線交差部～百人町4丁目交差点																																								
新目白通り	①JR 交差部～氷川神社																																								
目白通り	①JR 交差部～区境																																								
39	第5章	P14	国道、都道の対象路線がネズミ色で表示されています。下図の地形図のネズミ色であるので、分らずらいので、再考願います。P8の図と比較する上で、色を合わせて下さい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 本計画の無電柱化対象路線は、区道のみであり、国道、都道の無電柱化対象路線はありません。国道、都道のネズミ色の破線は、無電柱化済路線を示しています。																																				
40	第5章	P14	本図には、区役所、出張所しか表示されていませんが、P31～35にある様に、災害応急活動拠点、災害拠点、避難所(学校)、福祉避難所、景観重要公共施設、観光施設、集客施設を記号で表示(名称は不要)下さい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 選定した路線をわかりやすくするため、記載内容を簡素にしています。																																				
41	第5章	P14	哲学堂通りの無電柱化は、中野区との共同作業(或いは東京都の作業)で整合性のある内容にすべきです。新宿区のみで実施するのは反対です。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 整備対象路線の哲学堂通りは、本計画で定めた基本的な方針の内容を踏まえた総合評価を行い、無電柱化整備の対象となる路線です。 無電柱化に着手する際は、住民の理解を得ながら事業を進めます。																																				
42	第5章	P14	人通りの多い旭通りの一部への実施には賛成です。(ただし、栄通りとの交差点まで)。東西方向だけでよい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 ご指摘の路線は、本計画で定めた基本的な方針の内容を踏まえた総合評価を行い、無電柱化整備の対象となる路線です。 無電柱化に着手する際は、住民の理解を得ながら事業を進めます。																																				

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

意見番号	意見項目章	頁	意見要旨	対応	区の考え方
43	第5章	P14	落合三小東側道路の工事は現時点では不要です。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 ご指摘の路線は、本計画で定めた基本的な方針の内容を踏まえた総合評価を行い、無電柱化整備の対象となる路線です。 無電柱化に着手する際は、住民の理解を得ながら事業を進めます。
44	第6章	P15	ここで初めて、計画期間が10年間で記されていますが、計画書の全体構成の再考願います。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 国や都の無電柱化に関する計画を踏まえて、区は計画期間を10年間としています。
45	第6章	P15	14路線3.5Kmを優先整備と記されています。 土木費年間予算は、H30年度139億でしたが、10年間で3.5Kmの整備は可能ですか。また、第1次実行計画4年間の無電柱化の予算を踏まえ、3.5kmの実現可能性はありますか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 区が無電柱化を進める路線については、本計画に基づき実行計画に位置付けるとともに、整備に必要な予算確保に努めていきます。
46	第6章	P15	本書で、「検証中の小型BOX、直接埋設工法」と記載されているのと、10年間で整備するとの整合がとれた文書内容とは思えません。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 本計画書に基づき無電柱化整備を実施する際は、コスト縮減や工期短縮につながる整備手法を検討します。
47	第6章	P15	整備効果に着目した優先整備路線の選定方法は、P30～34での個別路線評価、総合評価としてP35の図を本文部分に挿入する等により、分かり易い計画書の構成の再検討を願います。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 優先整備路線は、整備効果・効率性・財源確保の期待できる路線を、計画(素案)15ページの選定フローに基づき選定しています。
48	第6章	P15	赤城地区や大久保地区等の防災上課題のある木密地域の区道の無電柱化を優先整備路線として選定されないのが、疑問です。P14に当地域の路線が一つも対象となっていない事が疑問です。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 無電柱化の整備対象路線は、本計画で定めた基本的な方針の内容を踏まえた計画(素案)30ページの路線から選定しています。
49	第6章	P15	財源確保の観点の評価と記され、その財源がP19に記載されています。 無電柱化の財源が、国の交付金、都の補助金、都のチャレンジ支援事業制度の3点であれば、各路線の想定される財源を示した図を提示下さい。(財源確保の面で差が生じるか疑問。)	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 無電柱化の事業費は、本計画を基本として新宿区実行計画で整備に必要な予算を確保することになっています。事業執行にあたっては適切な財源確保に努めます。
50	第6章	P15	財源確保の観点の評価と記され、その財源がP19に記載されています。 無電柱化の残事業費も「財源確保」の考慮に入れているとすれば、基礎調査中、事業中路線が有意になるのは当然で、これらの路線は外して考えるべきです。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 無電柱化の事業費は、本計画を基本として新宿区実行計画で整備に必要な予算を確保することになっています。このため、事業中路線も無電柱化の路線として示しました。
51	第6章	P15	開発事業等により無電柱化を進めている路線を優先整備路線としています。 開発事業により、自動的に無電柱化が余儀なくなる路線と申しますし、開発許可条件となっていると思います。地上機を開発事業区域内に設置するとしても、固定資産税の減免処置があり、無電柱化により、地価の上昇も想定され、開発区域に面する路線を優先整備路線とするのは、開発業者への利益誘導(制限を与えている事項があるもの)と思われませんか。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 優先整備路線は、本計画期間内に区道で無電柱化整備を実施する路線としています。 既に、開発事業者等により無電柱化を進めている路線も含んでいます。
52	第6章	P15	開発事業の無電柱化路線を優先対象に入れるのは、当然であり、優先整備を行う以前の問題であり、68の候補対象路線を中心に選択すべきです。優先整備路線の延長を稼いでいるだけです。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 無電柱化を推進するため、開発事業等による道路整備においては、無電柱化が実施されるよう調整します。
53	第6章	P15	P37の都市開発制度の活用のページをみて、優先整備の検討で「開発事業等」に着目点にされる意図は、分かりませんが、本文で、それが分かる様に記述願います。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 計画(素案)19ページの施策5で、開発事業等による整備に併せて無電柱化を推進していくことを記載しています。
54	第6章	P15	開発事業によって整備する無電柱化路線は、区が行う無電柱化路線にカウントして良いのですか。 無電柱化計画を区が行う訳ではありませんので、カウントに入れるには疑問です。他の候補路線からもっと選択すべきです。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 開発事業者等が実施する無電柱化についても、計画段階から区と協議を行い進めています。

## パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

意見番号	意見項目章	頁	意見要旨	対応	区の考え方
55	第6章	P15	効率性を評価した検討資料が、参考資料にありません。施工性、コスト縮減、工期短縮、地上機器設置に関し、P30の様に、どのような指標を使用したかを明らかにした上で、路線毎のカルテを示して下さい。語句の羅列だけでは不明です。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 優先整備路線のうち新たに選定した2路線は、整備対象路線から整備効果が高い路線(計画(素案)35ページを参照)、効率性(施工性、コスト縮減、地上機器設置場所等)及び補助制度の適用性を総合的に勘案して選定しています。 なお、今後の技術開発等の動向を注視しながら、適宜、見直しを行ってまいります。
56	第6章	P15	整備効果の評価の検討が、参考資料に詳細に記されています。効率性、財源確保の評価の検討に関する資料が記載されておりませんので、透明性を高めた検討結果の提示を願います。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 優先整備路線のうち新たに選定した2路線は、整備対象路線から整備効果が高い路線(計画(素案)35ページを参照)、効率性(施工性、コスト縮減、地上機器設置場所等)及び補助制度の適用性を総合的に勘案して選定しています。 なお、今後の技術開発等の動向を注視しながら、適宜、見直しを行ってまいります。
57	第6章	P15	区が無電柱化を進めている路線は、評価されず優先整備路線に選定されるフローの様に見えます。(青の枠が目立たない)	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 整備対象路線を囲んでいる青い枠を濃くします。
58	第6章	P15	区が無電柱化を進めている路線は、選定するフローとなっておりますが、当路線を除く64路線での評価を行えば、2路線以上の優先整備路線が選定されたのではないのでしょうか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 区が無電柱化を進めている路線はすでに事業中であるため、新たに2路線を選定しました。
59	第6章	P15	整備効果、効率性、財源確保の3点を総合評価し、64路線から優先整備路線が選定されるフローとなっておりますが、総合評価の図、表、指標、コメントが参考資料にありません。総合評価結果の記述を願います。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 優先整備路線のうち新たに選定した2路線は、整備対象路線から整備効果が高い路線(計画(素案)35ページを参照)、効率性(施工性、コスト縮減、地上機器設置場所等)及び補助制度の適用性を総合的に勘案して選定しています。 なお、今後の技術開発等の動向を注視しながら、適宜、見直しを行ってまいります。
60	第6章	P15	オリンピック競技場周辺道路は、優先整備の着目に入れないのですか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 東京オリンピック・パラリンピック競技場周辺については、すでに無電柱化が完了しています。
61	第7章	P18	電線共同溝に係る「基準」の見直しに関し、記載下さい。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 計画(素案)20ページに推進に向けたルール作りについて、記載しています。
62	その他(参考資料)	P18	ソフト地中化工法の概要を本ページに入れて下さい。用語集だけの説明では分かりません。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 参考資料にソフト地中化方式の概要を記載します。
63	第7章	P19	施策3について 無電柱化の補助制度は、国の「社会資本整備総合交付金」や東京都の「区市町村無電柱化事業に対する都費補助」「無電柱化チャレンジ支援事業制度」の3つですか。他には、無いか。 また、防災・安全交付金や景観形成支援事業等、他事業の組み合わせは無いのでしょうか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 無電柱化事業で活用している補助制度は、計画(素案)19ページ施策3で記載しています。 また、事業執行にあたっては適切な財源確保に努めます。
64	第7章	P19	総合的に無電柱化を図る観点から、施策6として改正道路法37条の道路占有の制限を打ち出して頂きたい。P20に道路法37条に記載されているものの、施策の一つ柱として頂きたい。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 計画(素案)20ページに記載のとおり、道路の占用制限の活用を検討してします。
65	第8章	P20	行政評価による業績評価の厳格な監視を願います。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 計画(素案)20ページに記載のとおり、PDCAサイクルに基づき進めます。



パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

意見番号	意見項目章	頁	意見要旨	対応	区の考え方
66	第8章	P20	第7章と第8章は、表題がほぼ同じです。計画書構成の再考願います。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 「無電柱化の推進に関する法律」第7条第2項の項目に合わせています。
67	第8章	P20	財源確保の体制充実を願います。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 計画(素案)19ページに記載のとおり、補助制度を活用した財源確保に努めます。
68	その他(参考資料)	P21	参考資料1～7の内容の充実を願います。具体内容は、各ページの箇所に記載しています。 特に、6のP29～35については、分かり易く、親切、丁寧に記載する事の再考を是非願います。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 参考資料に「無電柱化の推進に関する法律」の概要を記載します。
69	その他(参考資料)	P22	参考資料P22の国の無電柱化推進計画の記載内容は、目標だけでなく、推進計画の概要が分かる内容まで記載下さい。(練馬区の無電柱化推進計画のP7参照下さい。)	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 国の無電柱化推進計画の概要を記載します。
70	その他(参考資料)	P26	浅層埋設工法の概要も入れて下さい。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 浅層埋設については、計画(素案)18ページの中で概要を説明しています。
71	その他(参考資料)	P27	区の無電柱化の取り組み状況が分かる様に、表中に整備期間(開始時期)を示して下さい。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 区が整備を実施した路線の整備開始時期を記載します。
72	その他(参考資料)	P31	防災上特に重要な路線の評価項目に、災害拠点病院とのアクセス道路が上がっていますが、P31の凡例には、この名称はありません。表とP31の対比の工夫願います。(災害拠点連携病院とのアクセス道路も同様)	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 図面に災害拠点病院及び災害拠点連携病院とのアクセス道路(区道)を記載しました。
73	その他(参考資料)	P31	広域道路、地域幹線の一部区間のみを図に着色表示している意味を記述下さい。例えばまちづくり長期計画P48では、早稲田通りは全線地域幹線道路であるが、一部のみ着色されており、大久保通りは、地域幹線道路としてどの区間も着色されていない理由は、何ですか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 本計画は区道の無電柱化推進計画のため、広域道路、地域幹線道路のうち、区道部分のみを着色しています。
74	その他(参考資料)	P31	東京都緊急道路障害物除去路線(第2次(区道))、新宿区緊急道路障害物除去路線(第1次)について。 1. 東京都緊急道路障害物除去路線(第2次(区道))は、下表に示す地域防災計画P278の路線か。 2. 新宿区緊急道路障害物除去路線(第1次)は、下表には名称がないが、救急医療機関や避難所の各拠点を結ぶ路線と下表では定義されています。 ・女子医大と国立国際医療センターの周辺のみ、着色され。その他救急医療機関周辺の路線は無電柱化済みであることで着色されていまいのでしょうか。 ・早大通りと鶴巻東公園の前の通りが新宿区緊急道路障害物除去路線(第1次)して、着色されています。他に多くの避難場所があり、この区間のみ着色されている理由は何か。  地域防災計画 P278	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 1. 東京都緊急道路障害物除去路線は、地域防災計画278ページに記載された路線としています。 2. 本計画では、区の決定に基づき、新宿区緊急道路障害物除去路線に指定されている路線を着色しています。

機関	区分	主 要 な 路 線
国	国 道	甲州街道、新宿通り
	都 道	外苑東通り、外苑西通り、山手通り、明治通り、青梅街道、新青梅街道、大久保通り、早稲田通り、目白通り、環国通り、外堀通り、職安通り、新目白通り、方南通り、副都心12号線、諏訪通り等
都	区 道	小滝橋通り、西武新宿駅前通り、上落中通り、西戸山公園東側、若松通り、社会保険中央病院前、聖母病院前、落合火葬場前、防衛省正門正面
	都道及び区道	救急医療機関や避難所等の各拠点を結ぶ路線



パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

意見番号	意見項目章	頁	意見要旨	対応	区の考え方																		
75	その他(参考資料)	P32	<p>災害応急活動拠点が、下表のものである旨をP31またはP32に示して下さい。</p> <p style="text-align: center;">地域防災計画 P145</p> <p>【災害応急活動施設】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設類型</th> <th style="width: 35%;">施設用途</th> <th style="width: 50%;">対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">災害応急活動拠点</td> <td>区災害対策本部及び各災害対応の活動拠点</td> <td>本庁舎、防災センター（本庁舎が使用できない場合の本部機能）、第一分庁舎、第二分庁舎</td> </tr> <tr> <td>地域本部</td> <td>各特別出張所</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動拠点</td> <td>新宿スポーツセンター（災害ボランティアセンター）、各特別出張所（災害ボランティア地域センター）</td> </tr> <tr> <td>医療救護本部</td> <td>第二分庁舎分館、災害医療救護支援センター（東新宿保健センター内）</td> </tr> <tr> <td>医療救護所</td> <td>四谷中学校、津久戸小学校、鶴巻小学校、余丁町小学校、大久保小学校、新宿西戸山中学校、落合第二小学校、落合第三小学校、西新宿中学校、西新宿小学校</td> </tr> <tr> <td>土木施設の調査及び応急復旧活動拠点</td> <td>東部工事・公園事務所、西部工事・公園事務所</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理及び尿処理災害廃棄物処理活動拠点</td> <td>新宿清掃事務所、新宿清掃センター、歌舞伎町清掃センター、新宿中継・資源センター</td> </tr> </tbody> </table>	施設類型	施設用途	対象施設	災害応急活動拠点	区災害対策本部及び各災害対応の活動拠点	本庁舎、防災センター（本庁舎が使用できない場合の本部機能）、第一分庁舎、第二分庁舎	地域本部	各特別出張所	ボランティア活動拠点	新宿スポーツセンター（災害ボランティアセンター）、各特別出張所（災害ボランティア地域センター）	医療救護本部	第二分庁舎分館、災害医療救護支援センター（東新宿保健センター内）	医療救護所	四谷中学校、津久戸小学校、鶴巻小学校、余丁町小学校、大久保小学校、新宿西戸山中学校、落合第二小学校、落合第三小学校、西新宿中学校、西新宿小学校	土木施設の調査及び応急復旧活動拠点	東部工事・公園事務所、西部工事・公園事務所	ごみ処理及び尿処理災害廃棄物処理活動拠点	新宿清掃事務所、新宿清掃センター、歌舞伎町清掃センター、新宿中継・資源センター	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 災害応急活動拠点は、計画(素案)32ページ図面に示しています。
施設類型	施設用途	対象施設																					
災害応急活動拠点	区災害対策本部及び各災害対応の活動拠点	本庁舎、防災センター（本庁舎が使用できない場合の本部機能）、第一分庁舎、第二分庁舎																					
	地域本部	各特別出張所																					
	ボランティア活動拠点	新宿スポーツセンター（災害ボランティアセンター）、各特別出張所（災害ボランティア地域センター）																					
	医療救護本部	第二分庁舎分館、災害医療救護支援センター（東新宿保健センター内）																					
	医療救護所	四谷中学校、津久戸小学校、鶴巻小学校、余丁町小学校、大久保小学校、新宿西戸山中学校、落合第二小学校、落合第三小学校、西新宿中学校、西新宿小学校																					
	土木施設の調査及び応急復旧活動拠点	東部工事・公園事務所、西部工事・公園事務所																					
ごみ処理及び尿処理災害廃棄物処理活動拠点	新宿清掃事務所、新宿清掃センター、歌舞伎町清掃センター、新宿中継・資源センター																						
76	その他(参考資料)	P32	<p>主要駅を飯田橋、市谷、四谷、新宿、高田馬場とされているのは、何故ですか。</p> <p>1. まちづくり長期計画では、賑わい交流地区を飯田橋、四谷、信濃町、新大久保、高田馬場、生活交流地区をその他地下鉄駅を含む全駅としています。不整合です。</p> <p>2. JR駅に限定され対象とする場合でも、新大久保、信濃町、そして目白を入れるべきです。</p>	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 新宿区総合計画で記載の区内主要駅を対象としています。																		
77	その他(参考資料)	P32	<p>新宿区緊急道路障害物除去路線(第2次)は、何ですか。地域防災計画P278の表にはありません。避難所を結ぶ(至る)路線でしょうか。説明を表記下さい。</p>	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 地域防災計画278ページ表に記載されている「救急医療機関や避難所等の各拠点を結ぶ路線」として、新宿区緊急道路障害物除去路線(1次・2次)に指定しています。																		
78	その他(参考資料)	P32	<p>避難所(医療救護所指定以外の小学校等)が表示されていないので、着色されている新宿区緊急道路障害物除去路線(第2次)路線の意味が不明です。(例えば、江戸川小、早稲田小等の路線)によって、避難所(医療救護所指定以外の小学校等)を赤丸以外の凡例で表示下さい。</p> <p>また、新宿区緊急道路障害物除去路線(第2次)路線の着色区間が、行き止まりとなっており、他の道路と結ばれていない路線があります。新宿区緊急道路障害物除去路線(第2次)路線として啓開道路として意味ありますか。</p>	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 無電柱化の整備対象路線は、基本方針の内容を踏まえた計画(素案)30ページの路線から選定しています。そのため、医療救護所指定以外の避難所は表示していません。 また、本計画で抽出した新宿区緊急道路障害物除去路線は、区の決定に基づき指定された路線を記載しています。																		
79	その他(参考資料)	P33	<p>黄色線とみどり線が重なる路線は、識別が困難です。再考願います。</p>	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。 みどりの線が識別できるように修正します。																		
80	その他(参考資料)	P33	<p>重点整備地区内特定経路、準特定経路と記載されています。P30には、重点地区は新宿と高田馬場 重点整備地区内と記されていますが、図ではバリアフリー基本構想の「その他重点整備地区」も含まれています。P30とP33の整合を図って下さい。</p>	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 本計画(素案)33ページは、新宿駅・高田馬場駅周辺重点整備地区内の特定・準特定経路の記載としています。																		
81	その他(参考資料)	P33	<p>地区内主要幹線は、まちづくり長期計画の図と整合させて下さい。</p>	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 本計画に記載の地区内主要道路は、区道のみを記載しています。																		
82	その他(参考資料)	P34	<p>新宿区景観形成ガイドブックを見ると、景観上重要な道路はもっと多く表記されており、P34の図に表示のない路線があります。照査下さい。</p>	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 本計画に記載の景観上重要な道路は、区道のみを記載しています。																		
83	その他(参考資料)	P34	<p>集客施設と記載されています。具体的にどのような施設を表示しているか、P34の凡例及びP30の表に記入下さい。</p>	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 集客施設は、国土交通省が提供している国土数値情報にある集客施設としています。																		
84	その他(用語解説)	P39	<p>P39の社会資本整備総合交付金の注釈内容は、一般の人には分かりづらいので、下記記述の様に、再考願いたい。 「社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成24年度に創設されたもの」</p>	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見の趣旨を計画に反映します。																		

パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

意見番号	意見項目章	頁	意見要旨	対応	区の考え方
85	その他	-	細街路の拡幅整備では、様々な規制を設けているが、電柱については規制しておらず、拡幅しても電柱が道路の真ん中に立っている。そのため、道路拡幅に寄与されておらず、災害時の安全性が向上していない。細街路の拡幅整備では、電柱についても考慮すべき。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 細街路の拡幅整備では、後退部分の土地の権利者から電柱移設の承諾を得られた場合に、区が電柱移設の手続きを行い、電柱管理者が電柱を移設しています。
86	その他		電線が張り巡らされており、景観が見苦しい。	C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	ご意見の趣旨に沿って計画を推進します。 区道の無電柱化を推進して、良好な都市景観の創出を図ります。
87	その他		電柱が道路の有効幅員を狭くしている。また、細街路でセットバックが課せられているが、電柱だけ取り残されている箇所があり、矛盾を感じている。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 細街路の拡幅整備では、後退部分の土地の権利者から電柱移設の承諾を得られた場合に、区が電柱移設の手続きを行い、電柱管理者が電柱を移設しています。
88	その他		埼玉県熊谷市では、祭りが行われる関係で、市内(役所通り中心)を無電柱化促進しています。区とは道路条件、予算、立地、住民の温度差等が全くことなると考えられますが、熊谷市のような前例のある自治体に意見を聞くなり、住民の要望の取りまとめを集約したりするなどして、それからでも良いのではないのでしょうか。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 先進的な自治体の取組み事例を参考にしながら、無電柱化を推進していきます。
89	その他		西落合3・4丁目栄通りはボンネルフの真似事をした道路機能に改造しましたが、そのためのニーズがよくわかりません。この道路の機能改善はどういうことでしたか。	F 質問に回答する	ご質問に回答します。 西落合三・四丁目地区では、平成9年度から平成11年度にかけて、車と歩行者が共生する住みよいまちづくりを目的に、道路整備を行い、歩行者の安全と生活環境の保全を図りました。
90	その他	-	都道の件ですが、質問します。新目白通りの都電荒川線、早稲田から面影橋地先部に路面電車の電柱(支柱)があります。無電柱化の整備済みと表示されています。都電の電柱も閉塞の可能性があるため、無電柱化の検討や、1本支柱等への改良等の検討を願います。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 本計画は、区道の無電柱化推進計画です。なお、ご意見は、東京都に伝えます。
91	その他		今頃10%の無電柱化に驚きました。 茨城県つくば市は40年前(1980年頃)にメイン通りは100%でした。 大地震時電柱の倒れと歩道橋(年数が経っています)が予想されます。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 先進的な自治体の取組み事例を参考にしながら、無電柱化を推進していきます。